

平成三十一年三月十九日受領  
答 弁 第 八 三 号

内閣衆質一九八第八三号

平成三十一年三月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員長妻昭君提出横島内閣法制局長官の「声を荒げて」との答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出横畠内閣法制局長官の「声を荒げて」との答弁に関する質問に対する答弁書

「作用」とは具体的に何を指すのか」及び「このような場」とはどこを指すのか」とのお尋ねについては、平成三十一年三月八日の参議院予算委員会において、横畠内閣法制局長官が「国会の国政調査権は、憲法に規定されている国会の権能であり、非常に重要なものであると考えております。その上で、国会での審議の場における国会議員による質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による行政府に対する監督権能の表れであると認識しております」と答弁しているところであり、「声を荒げて発言するようなことまで含むとは考えておりません」とは、どのような意味か」及び「なぜ、陳謝したのか」とのお尋ねについては、同日の同委員会において、同長官が「このような国会での審議の場における国会議員の発言に関して、声を荒げて発言するようなことと評価的なことを申し上げたものであり、行政府にある者の発言として・・・その立場を逸脱した誠に不適切なものでありましたので、おわびをして撤回させていただきました」と答弁しているところである。

「立法機関としての作用」にどのような影響を及ぼすのか否か」とのお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

また、「辞任すべき」とのお尋ねについては、同日の同委員会において、同長官が「国会での審議の場における国会議員の質問の重要性を踏まえ、国会での質問に対して誠実に答弁してまいります」、「しっかりと職責を果たしてまいりたいと考えております」等と答弁したところである。